

令和2年度 霧ヶ峰自然保護センターホームページ改修業務委託  
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物品の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和3年1月20日

長野県諏訪地域振興局長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和2年度 長野県霧ヶ峰自然保護センターホームページ改修業務

(2) 業務の目的

令和元年6月に策定された、霧ヶ峰自然保護センター機能強化方針に基づき、霧ヶ峰の総合的な情報発信の強化を図ることを目的とします。

(3) 主な業務内容

長野県霧ヶ峰自然保護センター（以下「センター」という。）ホームページを改修し、CMS（Contents Management System）の構築、サイト構成・既存コンテンツ等の変更、各ページの更新・新設及びスマートフォンとの連携等、システムの整備等を実施します。

(4) 仕様等

別添「令和2年度 長野県霧ヶ峰自然保護センターホームページ改修業務委託仕様書(案)」(以下「仕様書」という。)のとおりです。

なお、仕様書の委託業務の内容は、現時点での予定であり、今後、打合せの中で変更する可能性があります。また、契約後の変更については、その都度、協議します。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 業務内容

センターホームページ (<http://www.lcv.ne.jp/~kirivc/kirigamine.htm>) と霧ヶ峰ポータルサイト (<http://www.lcv.ne.jp/~kiriport/index.html>) を一元化し、デザインや構成を一新する。

- (ア) サイト構成・既存のコンテンツ等の変更
- (イ) デザインの更新及びスマートフォンとの連携等
- (ウ) システムの構築とセキュリティの確保
- (エ) その他

イ 業務の実施体制

- (ア) 類似業務の履行実績
- (イ) 業務実施体制

(6) 業務の実施場所

長野県霧ヶ峰自然保護センター

(7) 履行期間又は履行期限

契約日から令和3年3月19日（金）まで

(8) 費用の上限額

1,067,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 公募型プロポーザル方式公募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる資格要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った、企画提案書の提出から契約の締結までの手続きは無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格に係る入札参加停止措置要綱（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (7) 過去 5 年以内に WEB サイト構築・改修の履行実績を有していること。
- (8) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有すること。

## 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限までに参加申込書提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式  
様式第 3 号による。
- (2) 参加要件具備説明書類  
様式第 3 号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項  
同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課・問い合わせ先

〒392-8601	長野県諏訪市上川 1-1644-10
	長野県諏訪地域振興局環境課
	(課長) 是永 剛 (担当) 有賀 沙織
電話	0266-57-2952
ファックス	0266-57-2968
メール	suwachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp

- (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ア 提出期限 令和 3 年 1 月 27 日（水）正午（必着）
- イ 提出先 3（4）に同じ。
- ウ 提出方法 郵送又は持参とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに諏訪地域振興局環境課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で 3（4）の担当者に確認してください。

(6) 参加資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（5（5）イ）の3日前までに、長野県諏訪地域振興局環境課長から書面により通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知の受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により県に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答するものとします。

エ 非該当理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 3（4）に同じ。

(イ) 受付期間 上記イの期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外への者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出期限後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3（4）に同じ。

(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメールにより、長野県諏訪地域振興局環境課まで送付してください。なお、提出した場合は、必ず、到達したことを3（4）の担当者に確認してください。

(4) 回答方法 原則として、参加者申込者全員に対し、FAX又はメールにより質問ごとに随時回答します。

5 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。

(2) 企画書の作成様式

様式第8号の附表により、1（4）及び1（5）に留意して作成してください。

(3) 企画提案書記載上の留意事項

業務に必要な経費の合計額は、1の（8）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3（4）に同じ。

イ 受付期間 令和3年1月29日（金）まで。

ウ 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

エ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により、長野県諏訪地域振興局環境課まで送付してください。なお、提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

オ 回答方法 参加申込者全員に対し、電子メールにより質問ごとに随時回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ア 提出先 3 (4) に同じ。
- イ 提出期限 令和3年2月4日 (木) 必着
- ウ 提出時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- エ 提出部数 7部 (原本1部、コピー5部)
- オ 提出方法 直接持参又は郵送とします。郵送の場合は、必ず、到達したことを電話で3 (4) の担当者に確認してください。

(6) 提出された企画提案書等の取扱い

- ア 企画提案書等の作成及び提出に係る経費は提案者の負担とします。
- イ 提案された企画提案書等は返却しません。
- ウ 複数の企画提案書等の提出はできません。その場合は失格とします。
- エ 提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しません。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- オ 提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできません。

6 企画提案書案の選定

(1) 選定基準

企画提案書は、別に定める「長野県霧ヶ峰自然保護センターホームページ改修業務企画提案評価会議開催要領」に基づき選定します。

(2) 選定方法

長野県霧ヶ峰自然保護センターホームページ改修業務企画提案評価会議 (以下「評価会議」という。) を開催し、提出書類により評価を行います。

なお、選定にあたり評価会議への提出者の出席、プレゼンテーションの実施は求めません。

(3) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積選定業者通知書により長野県諏訪地域振興局環境課長から通知します。
- イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由 (以下「非選定理由」という。) を見積業者非選定通知書により長野県諏訪地域振興局環境課長から通知します。
- ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び評価会議評価書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県諏訪地域振興局環境課において閲覧に供します。

(4) 非選定理由に関する事項

- ア 見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算し10日 (休日は除く。) 以内に、書面 (様式自由) により非該当理由について説明を求めることができます。
- イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内 (休日は除く。) により書面により回答します。
- ウ 非選定理由の説明請求の受付
  - (ア) 受付場所 3 (4) に同じ。
  - (イ) 受付時間 上記アの期間中、午前9時から午後5時まで (土曜日、日曜日及び休日は除く。)
  - (ウ) 受付方法 郵送、ファック、電子メール又は持参してください。郵送、ファックス、

電子メールの場合は、必ず、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

## 7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

## 8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）により諏訪地域振興局長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1) の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

## 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、諏訪地域振興局環境課において閲覧に供します。

## 10 その他

- (1) 契約書作成の要否  
7により作成してください。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒392-8601	長野県諏訪市上川1-1644-10
	長野県諏訪地域振興局環境課
	(課長) 是永 剛 (担当) 有賀 沙織
電話	0266-57-2952
ファックス	0266-57-2968
メール	suwachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。